南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、Ｕターン者又はＩターン者の定住促進を図るため、予算の定めるところにより、定住する意思をもって市に転入する子育て世帯等に対し、南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「子育て世帯等」とは、市に転入した日において、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

(1)　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を扶養し、同居している世帯

(2)　妊娠中であって、母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯

(3)　夫婦の双方が40歳未満の世帯

（補助の対象等）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する子育て世帯等の世帯主とする。

(1)　補助金の交付の決定を受けた日から５年以上市に居住しようとする世帯

(2)　税を滞納していない世帯

(3)　申請時に自治会に加入している世帯

(4)　世帯員全員が、転勤により転入した者又は季節労働等により一時的に転入した者でない世帯

(5)　世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でない者又は同条第６号に規定する暴力団員ではないこと。

(6)　過去にこの告示に基づく補助を受けていないこと。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、転入前及び転入後３月以内に引っ越し業者、運送業者又はリース会社へ支払った引っ越し費用とする。

３　補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額は、15万円

を限度とする。

（申請書に添付すべき書類）

第４条　規則第４条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　誓約書（様式第１号）

⑵　引っ越しに要する経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）

⑶　世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）

⑷　税を滞納していないことを証する書類

⑸　母子健康手帳の写し（第２条第２号に該当する世帯に限る。）

⑹　自治会加入証明書（様式第２号）

⑺　その他市長が必要と認める書類

（申請書の提出期限）

第５条　規則第４条の規定による申請書の提出期限は、転入日の翌日から起算して６月を経過した日とする。

（補助金の交付の条件）

第６条　規則第６条の規定により付する条件は、補助金の交付の決定を受けた日から５年以上市に居住することとする。ただし、進学その他のやむを得ない事由により、世帯員が転出する場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第７条　市長は、第４条に規定する申請書その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは、南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第８条　この補助金の交付については、規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告は省略し、規則第７条の規定による交付の決定及び規則第14条の規定による額の確定は、併合して通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第９条　第６条の条件に違反した場合の規則第17条第１項の規定による補助金の交付の決定の取消しは、交付決定額のうち、次の各号に掲げる補助金の交付の決定を受けてから市外への転出までの期間の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

⑴　３年未満　全額

⑵　３年以上５年未満　２分の１の額

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行し、同日以後の転入について適用する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

南島原市長　様

申請者　住　所

氏　名　　（※）

（※）本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印してください

誓　約　書

年度南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金の交付を受けるにあたり、当該補助金の交付の決定を受けた日から５年以上、南島原市へ居住することを誓約いたします。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

世帯構成

	氏名	申請者との続柄
1		本人
2		
3		
4		
5		
6		
7		

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

南島原市長　様

申請者　住　所

氏　名　　（※）

（※）本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印してください

自治会加入証明書

（南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金）

上記の者が、自治会に加入していることを証明します。

自治会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（※）

（※）本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印してください

※南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金は、本市へ転入する者に対し、引越費用を補助するもので、自治会への加入を要件の一つとしています。

様式第３号（第７条関係）

南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金
交付決定及び確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

南島原市長　　印

年　　月　　日付けで申請がありました南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定及び確定しましたので、南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

1　交付決定額　　円

2　交付確定額　　円